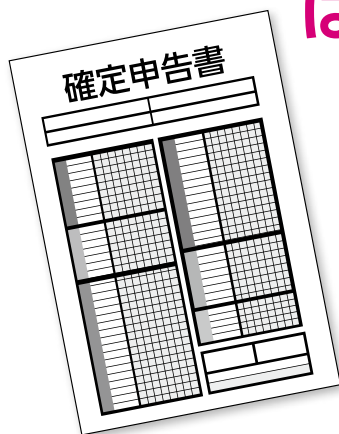


はじまります



市県民税申告・確定申告

申告期間：2月17日(月)～3月17日(月)

- 税の申告は、1年の所得の総決算です。申告義務のある人や所得税が還付される人は、早めに提出書類などを揃えて、期間内に申告を済ませてください。
- 市税務納税課では、令和7年度市県民税申告と令和6年分所得税および復興特別所得税に係る確定申告の相談を実施します。
- 申告期間中は、市税務納税課窓口での申告相談は受け付けませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書の提出は受け付けます。

所得税の申告

◆次の人は、税務署で確定申告を

- 住宅借入金等特別控除（1年目）を受ける
- 過年分（令和6年分以外）の確定申告をする
- 総合譲渡の申告をする
- 不動産、株式や先物取引などの譲渡所得がある
- FX、暗号資産の申告をする
- 退職所得の申告をする
- 配当・株式譲渡の損益通算をする
- 青色申告をする
- 亡くなった人の申告をする
- 分離や損失の申告をする
- 外国税額控除や雑損控除を受ける
- 令和7年1月1日現在、野洲市に住民登録がない
- 消費税、相続税や贈与税の申告をする

※確定申告を行う際は、寄附金控除でワンストップ特例制度を選択した場合でも受領証明書が必要です。

上記に当てはまる人は、市の会場では申告できません。

その他、相談内容が複雑なものは、税務署での申告をお願いします。

◆確定申告は、「e-Tax(電子申告)」で提出を

申告期間中は、税務署や市の相談会場は大変混雑します。税務署では、納税者自身が確定申告書を作成する自書申告を勧めています。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」から電子申告をすることができますので、ぜひご活用ください。マイナンバーカードをお持ちの人か、事前に税務署からIDとパスワードを取得された人が電子申告をご利用いただけます。スマホやパソコンを使って、ご自宅から確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。ぜひご利用ください。

また、例年同様、紙（書面提出）での申告も受け付けています。申告書、手引きの取得については、国税庁ホームページからダウンロードしていただくか、税務署窓口、市役所窓口にも設置しています。



確定申告書等
作成コーナー

草津税務署からのお知らせ

◆令和6年分確定申告の申告受け付け

2月17日(月) ～ 3月17日(月) ※平日のみ	午前9時 ～ 午後4時	キラリエ草津 (市民総合交流センター1階) 草津市大路2丁目1-35
------------------------------------	-------------------	--

◆注意事項

- 上記期間は草津税務署内では確定申告書作成会場は開設していません。
- 作成済みの申告書等の提出は郵送または草津税務署の窓口へお越しください。
- 確定申告相談会場および草津税務署には専用の駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 混雑状況によっては予定より早く相談受け付けを終了する場合があります。
- ボールペンや計算器具等を持参してください。
- 確定申告書作成会場に関して、キラリエ草津への問い合わせはご遠慮ください。

◆会場への入場には「入場整理券」が必要です

- 「入場整理券」は会場で当日配布されます。LINEによるオンライン事前発行も可能です。
- 当日の「入場整理券」の配布状況は、国税庁ホームページで確認できます。



◆日曜日の申告・相談

大津・草津税務署の合同申告書作成会場を開設します。会場専用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

日 時…3月2日(日) 午前9時～午後4時

場 所…大津税務署

(草津税務署では会場を設けていません。)

- 混雑状況によっては予定より早く相談受け付けを終了する場合があります。

◆次の日程で確定申告（還付申告）の相談受け付けを行いますので、ご利用ください。

年金所得者、給与所得者および
住宅ローン控除を新たに受ける人の還付申告

2月4日(火)	午前9時30分～正午、 午後1時～3時30分 (受付/午前9時30分～ 11時30分、午後1時～3時)	コミセンなかさと (大ホール)
---------	--	--------------------

詳細は「広報やす」1月号をご覧ください。

- 所得税の還付申告は、2月17日(月)以前でも申告できます。

問い合わせ…草津税務署 個人課税部門

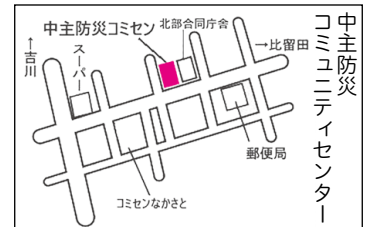
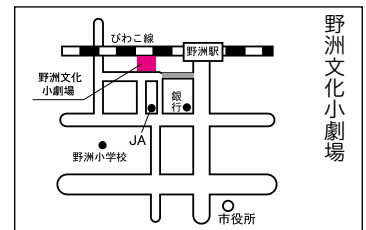
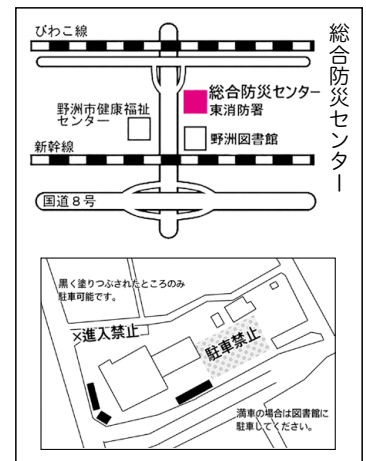
(〒525-8510 草津市大路2-3-45)

☎562-1315 (代表・自動音声案内)

市主催の申告相談日程

実施日	指定対象地域		会場
2月17日(月)	大篠原(成橋出町・街道・東町・西町)、小堤、長島、入町		総合防災センター2階研修室
2月18日(火)	高木、小南、篠原駅前		
2月19日(水)	中北、北、上屋、新上屋、辻町、野洲の里、見星寺オレンジタウン、富波東、上永原		
2月20日(木)	上町、下町、江部		
2月21日(金)	富波湖州平、第二湖洲平、富士美台、野洲平、デイトウン野洲、富波甲、富波野、富波松陽台、富波乙		
2月25日(火)	久野部、久野部東、竹生、五之里、アルティプラザ野洲、ヴィルヌーブ野洲、竹ヶ丘		
2月26日(水)	五反田、山田、縄手、樋ノ尻、稲辻、富波南、みすいでん	午前中のみ実施	野洲文化小劇場
2月27日(木)	近江富士第一～第七区		
2月28日(金)	三上(山出、東林寺、前田、小中小路、大中小路)、七間場、妙光寺、北桜、南櫻		
3月 3日(月)	万葉台、桜生、和田、青葉台、駅前北		
3月 4日(火)	市三宅、野洲(西町第1・第2、中町、東町)		
3月 5日(水)	小篠原東部、小篠原西部第一・第二		
3月 6日(木)	四ツ家、大畑、行畑(行合、古里、新中畑、中畑)		中主防災 コミュニティセンター 2階研修室
3月 7日(金)	駅前第一・第二、駅前東、レオ、レックス、グラン・ブルー、エスリード野洲第二、シャリエ野洲	午前中のみ実施	
3月10日(月)	須原、下堤、井口、六条、吉川、菖蒲		
3月11日(火)	野田、五条、安治、堤		
3月12日(水)	乙達、錦の里、西河原、八夫		
3月13日(木)	吉地、比留田		
3月14日(金)	比江、小比江、北比江、木部、虫生 午後3時30分以降、市内全地区対象	午後6時まで 延長	
3月17日(月)	市内全地区対象		

申告会場図



受付時間

午前	9時～正午
午後	1時～3時

※2月26日(水)および3月7日(金)は、受け付け時間が午前中のみとなります。また、3月14日(金)は、受け付け時間を午後6時まで延長します。

来場時の注意事項

- 各会場とも午前8時30分以前の来場はできません。

★各会場初日および午前の部は混み合います。特に全体初日の2月17日(月)は大変混み合います。申告は、いずれの会場でも受け付けますが、混雑や待ち時間の短縮のため、対象地域でのご来場にご協力ください。

★午前中に受け付けした場合でも、混雑状況により午後からの相談となる場合があります。

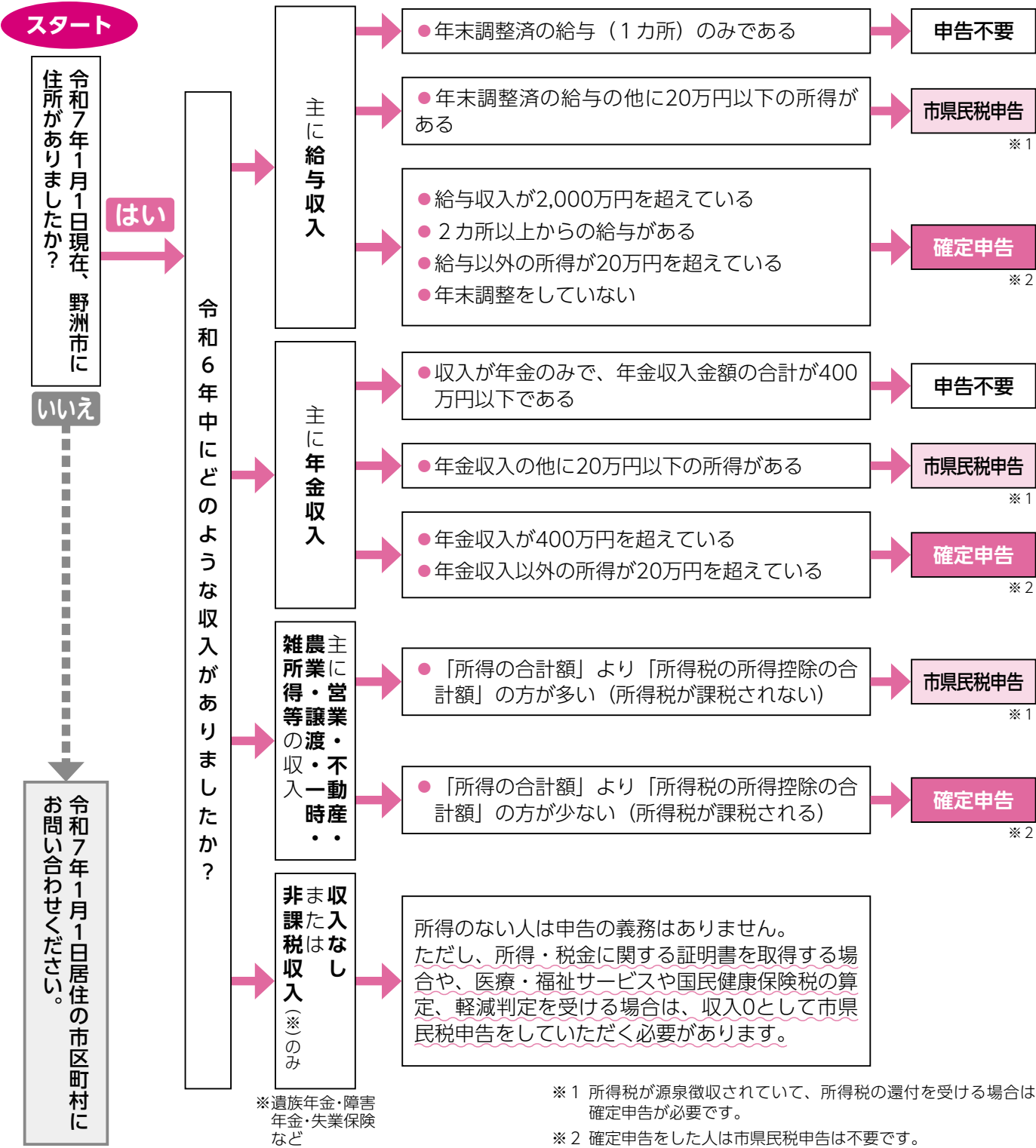
★上記日程に合わない場合や、所得税の確定申告対象者で早めに申告する場合は、草津税務署で申告してください。

※郵送・インターネットでの提出もできます。

申告書の提出が必要な人

下記のフローチャートに沿って、申告書を提出する必要があるかどうか確認してください。

※フローチャートは一般的な例を示しているため、ご自身の状況によって変わる場合があります。



☆所得税の還付を受ける人や各種控除の適用を受けようとする人は、フローチャートに関わらず確定申告もしくは市県民税申告が必要です。

◆市県民税（個人住民税）は6月に決定します

確定申告書、市県民税申告書や給与支払報告書などをもとに、市県民税（個人住民税）の税額を決定し、通知します。（非課税の場合は除く）

令和7年度（令和6年分）における所得（課税）証明書は、6月以降の発行になります。

◆市の申告相談に来られる場合は、スムーズな進行のためご協力をお願いします

◎筆記用具、電卓等は各自で持参してください。

◎会場でお渡しする申告書、収支内訳書等の控えは再発行できませんので、大切に保管してください。

◎令和7年1月から税務署による申告書等の控えへの受付印の押なつがなくなりました。申告書等の正本のみを提出していただき、提出年月日はご自身で記

録・管理をお願いします。

※個人住民税の税制改正については市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/zaimu/zeikin/jyumin/index.html>

◆申告に必要な主な書類

①「確定申告のお知らせ」はがき

☆草津税務署から送付されている人は持参してください。

②マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードや通知カードなど）と本人確認ができるもの（運転免許証など）

③源泉徴収票や支払調書

④収支内訳書

☆営業所得、農業所得、不動産所得等がある人は、収入や必要経費などを各自で集計し、必ず事前に記入しておいてください。

⑤「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」、おむつ使用証明書等

☆医療費控除を申告する人は、令和6年中に支払った医療費に係る明細書

☆おむつ購入費について、医療費控除を受ける場合は、おむつ使用証明書

※申告相談前までに支払医療費等の合計金額をあらかじめ計算し、明細書を作成しておいてください。

⑥障害者手帳、療育手帳等

☆障害者控除を申告する人は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳や市が発行する障害者控除対象者認定書等

⑦各種領収証書、支払証明書等

☆生命保険や地震保険等については、支払額控除証明書

☆国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等は、領収証書または支払証明書

☆寄附金控除を受ける人は、寄附先から発行される寄附金受領証明書（領収書）

ふるさと納税の場合は、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」でもよいこととされています。（令和3年分申告から）

※国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるには、日本年金機構が発行する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」か「領収証書」の添付または提示が必要です。

なお、2年分の国民年金保険料を前納することができることから、納めた年に全額控除を行う方法か、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法が選択できます。

市役所では、証明書の発行および支払金額の確認はできませんのでご注意ください。

★控除証明書の再発行等…日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004（050から始まる電話の人は、☎03-6630-2525へおかけください。）

⑧所得税の還付申告をする人は、振込口座がわかるもの（本人名義に限る）

☆所得税を納める場合で口座振替を希望する人は、同口座の届出印が併せて必要です。

◆市県民税の申告のみ、事前に申告相談を実施します

市県民税申告書の提出が必要な人（フローチャート参照）は、必要な書類を持参のうえご利用ください。

◎確定申告の相談や提出等は受け付けませんので、ご注意ください。

日時…2月3日(月)～10日(月)

土曜・日曜日、祝日は除く

時間…午前9時～正午、午後1時～5時

場所…市役所本館1階 第1会議室

◎午前8時30分以前の来庁はご遠慮ください。

※相談会場では、医療費控除の明細書や収支内訳書の作成指導等はいりません。事前にご自身で準備してご持参ください。

問い合わせ…税務納税課 ☎587-6040、FAX587-2439